

川西市への定住・移住で、



川西市
Kawanishi City

最大 100万円補助 します

- 子育て住宅総合支援事業補助金 -

補助対象： 若年世帯・子育て世帯

※ 若年世帯…夫婦の合計年齢が80歳以下の夫婦(婚約、事実婚、同性婚等含む)のみの世帯
※ 子育て世帯…高校を卒業するまでの子どもがいる世帯(出産予定、妊娠、養子、里親、ひとり親等含む)

申請期間：令和7年7月1日～令和8年3月31日

川西市にゆかりのある方が

新築**注文**住宅を購入

or 新築**分譲**住宅を購入で

100万円

川西市にゆかりのある方が

中古住宅を購入で

60万円

兵庫県外の方が

民間の**賃貸**住宅への住替で

25万円

※川西市にゆかりのある方…市内在住、市内通勤、市内に通園/通学、過去に市内居住、過去市内に通園/通学、親(夫婦のいずれかの一親等の尊属(父母))が市内在住 のいずれかに該当する世帯構成員

補助対象地域：

兵庫県が、住まいや住環境が充実している又は充実させようとしている地域として指定した、川西市内の、次の地域の「子育て住宅促進区域」への移住・定住が対象です。

- ①日生ニュータウン(美山台、丸山台) ②大和団地(大和西、大和東) ③清和台(清和台西、清和台東)
- ④けやき坂(けやき坂) ⑤多田グリーンハイツ(緑台、向陽台、水明台) ⑥鶯台(鶯台)
- ⑦萩原台(萩原台西、萩原台東) ⑧湯山台(湯山台) ⑨鶯が丘(鶯が丘) ⑩南野坂(南野坂)

※対象地域内に含まれているか必ず子育て住宅促進区域の図にてご確認ください。

川西市 都市政策部 住宅政策課
電話番号：072-740-1205

補助を受けるには、**契約前に事前エントリー**が必要であるほか、申請方法等の詳細は市のホームページで確認してください。→



※契約…(新築注文住宅取得補助)工事請負契約、
(新築分譲住宅・中古住宅取得補助)建物の売買契約、(賃貸住宅住替補助)賃貸借契約

新築注文住宅取得補助

100
万円

補助対象住宅の主な要件

- ①子育て住宅促進区域内に建築する戸建住宅であること
- ②延べ面積が75㎡以上であること
- ③子育てにおける安全性の基準を3項目以上満たすこと
- ④長期優良住宅であること
- ⑤工事請負契約日が令和7年7月1日以降であること
- ⑥工事着工前に事前着工届を市に提出すること

補助対象者の主な要件

- ①工事請負契約締結日前に**事前エントリー**を行うこと
- ②住替日において若年世帯又は子育て世帯であること
- ③川西市にゆかりがあること
- ④交付申請を住替日から1年以内に行うこと
- ⑤市区町村民税を滞納していないこと
- ⑥暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑦定住する意思があり当該住宅に10年以上居住すること
- ⑧兵庫県移住支援事業の補助を受けていないこと
- ⑨過去に新築注文住宅取得補助、新築分譲住宅取得補助、中古住宅取得補助のいずれもを受けていないこと

新築分譲住宅取得補助

100
万円

補助対象住宅の主な要件

- ①子育て住宅促進区域内に建築する戸建住宅であること
- ②延べ面積が75㎡以上であること
- ③子育てにおける安全性の基準を3項目以上満たすこと
- ④長期優良住宅であること
- ⑤建物の売買契約日が令和7年7月1日以降であること
- ⑥工事の完了の日から起算して1年未満であるかつこれまでに誰も居住したことがないこと

補助対象者の主な要件

- ①建物の売買契約締結日前に**事前エントリー**を行うこと
- ②住替日において若年世帯又は子育て世帯であること
- ③川西市にゆかりがあること
- ④交付申請を住替日から1年以内に行うこと
- ⑤市区町村民税を滞納していないこと
- ⑥暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑦定住する意思があり当該住宅に10年以上居住すること
- ⑧兵庫県移住支援事業の補助を受けていないこと
- ⑨過去に新築注文住宅取得補助、新築分譲住宅取得補助、中古住宅取得補助のいずれもを受けていないこと

中古住宅取得補助

60
万円

補助対象住宅の主な要件

- ①子育て住宅促進区域内に建築する戸建住宅であること
- ②延べ面積が75㎡以上であること
- ③子育てにおける安全性の基準を2項目以上満たすこと
- ④新耐震基準に適合している又は同等の耐震性能を有していること
- ⑤建物の売買契約日が令和7年7月1日以降であること
- ⑥契約時点で建物完成から1年以上経っている又はこれまでにほかに誰か居住したことがあること

補助対象者の主な要件

- ①建物の売買契約締結日前に**事前エントリー**を行うこと
- ②住替日において若年世帯又は子育て世帯であること
- ③川西市にゆかりがあること
- ④交付申請を住替日から1年以内に行うこと
- ⑤市区町村民税を滞納していないこと
- ⑥暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑦定住する意思があり当該住宅に10年以上居住すること
- ⑧兵庫県移住支援事業の補助を受けていないこと
- ⑨過去に新築注文住宅取得補助、新築分譲住宅取得補助、中古住宅取得補助のいずれもを受けていないこと

民間賃貸住宅住替補助

25
万円

補助対象住宅の主な要件

- ①子育て住宅促進区域内にある民間賃貸住宅であること
- ②住戸面積が55㎡以上であること
- ③新耐震基準に適合している又は同等の耐震性能を有していること
- ④夫婦のいずれかの名義で賃貸借契約を締結していること
- ⑤賃貸借契約日が令和7年7月1日以降であること

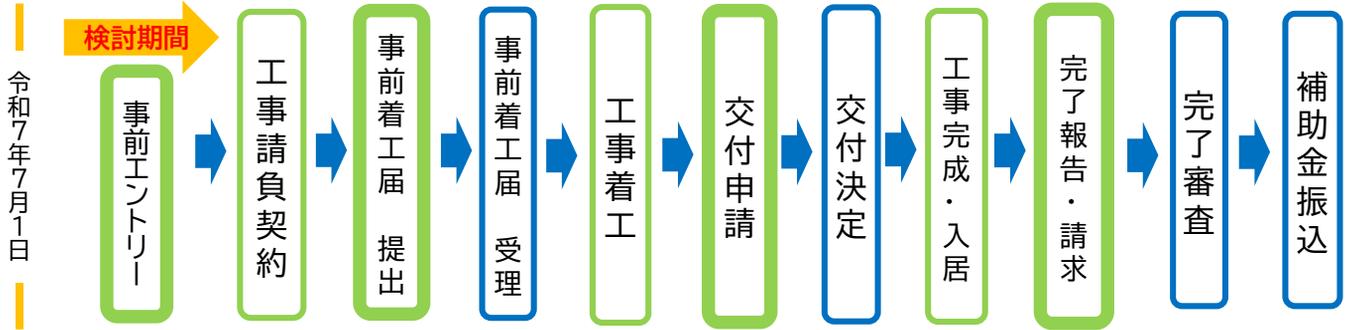
補助対象者の主な要件

- ①賃貸借契約締結日前に**事前エントリー**を行うこと
- ②住替日において若年世帯又は子育て世帯であること
- ③世帯の構成員のいずれかが、令和7年7月1日以降に、兵庫県外から対象住宅に住替えていること
- ④申請日までに対象住宅に継続して居住していること
- ⑤5年以上川西市内に居住する意思を有していること
- ⑥交付申請を住替日から1年以内に行うこと
- ⑦市区町村民税を滞納していないこと
- ⑧暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑨兵庫県移住支援事業の補助を受けていないこと
- ⑩過去に民間賃貸住宅住替補助を受けていないこと

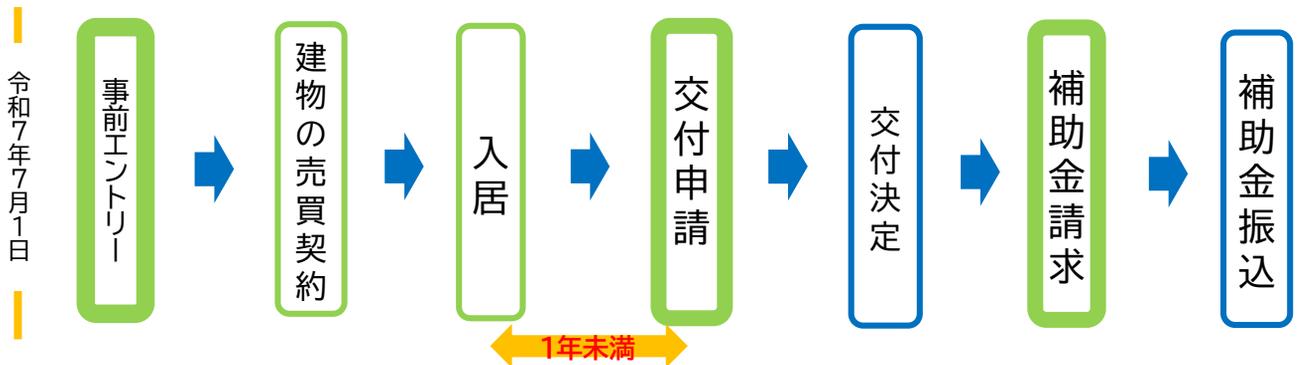
申請手続きの流れ

□ →申請者の手続き（太枠は市に対する手続き） □ →市の手続き

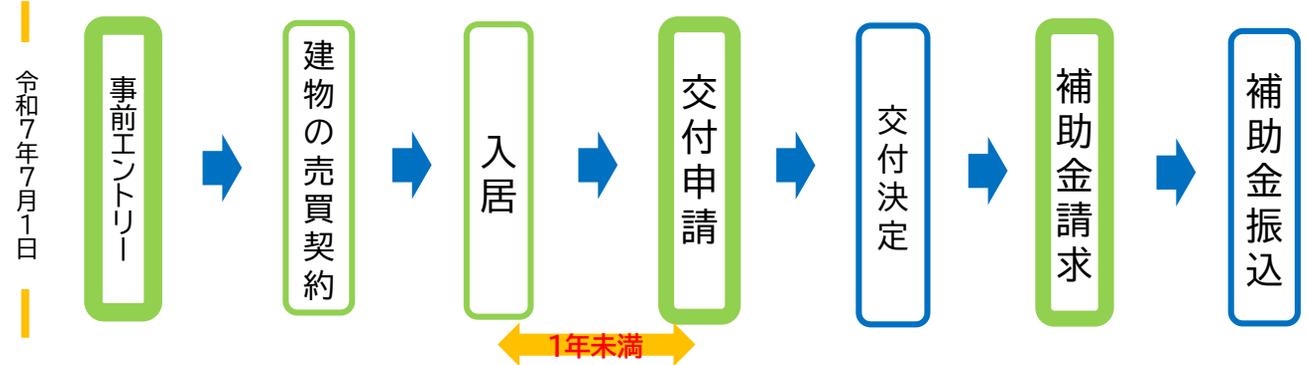
新築注文住宅取得補助



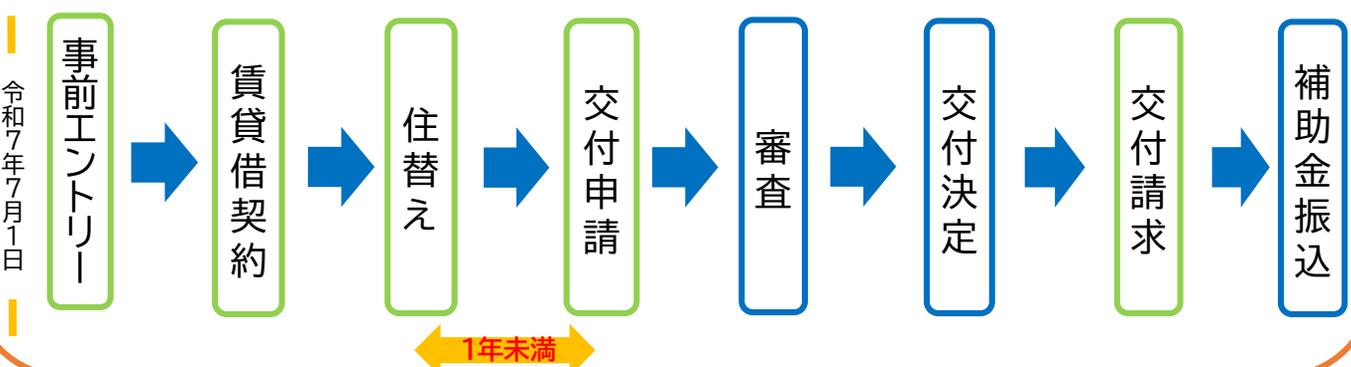
新築分譲住宅取得補助



中古住宅取得補助



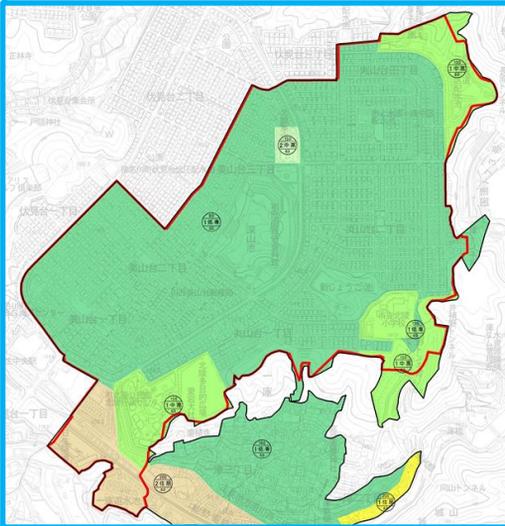
民間賃貸住宅住替補助



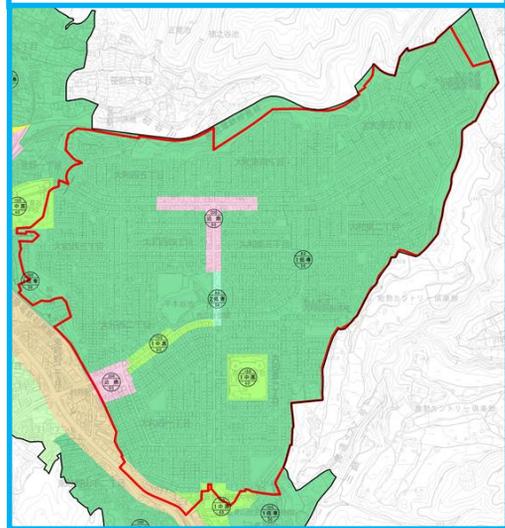
子育て住宅促進区域(ニュータウン):赤色内

※土砂災害特別警戒区域を除く

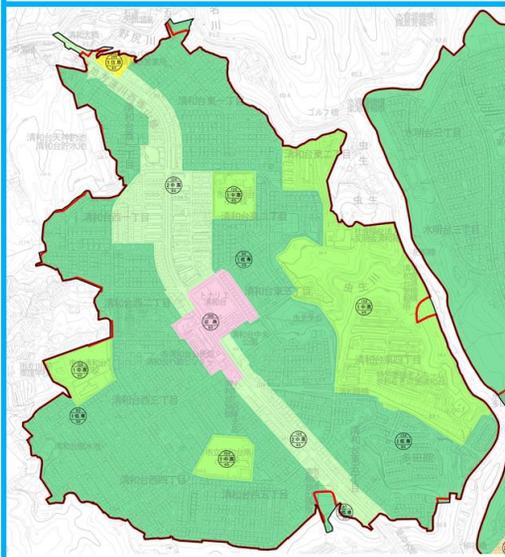
日生ニュータウン
(美山台・丸山台)



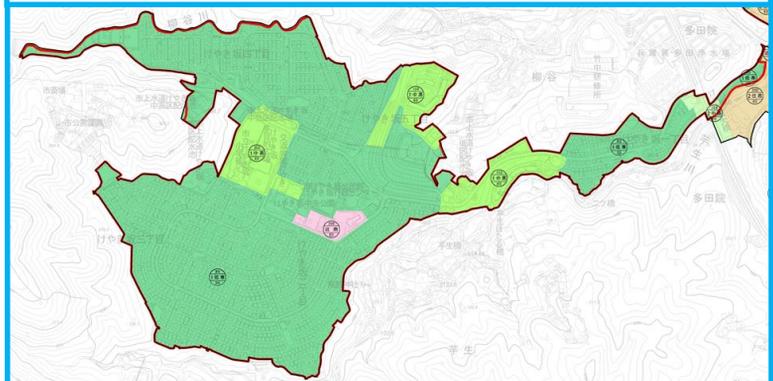
大和団地
(大和西・大和東)



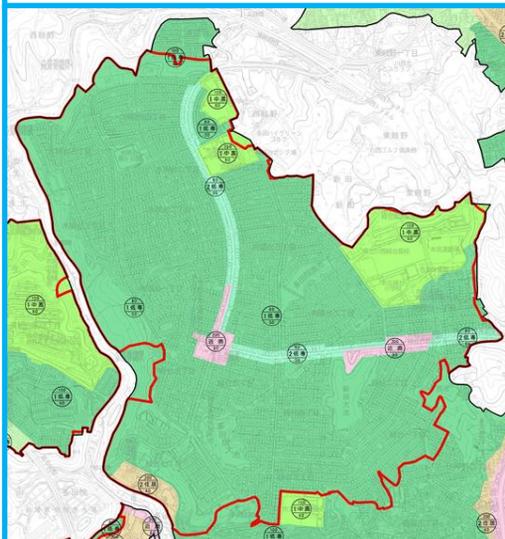
清和台
(清和台西・清和台東)



けやき坂
(けやき坂)



多田グリーンハイツ
(緑台・向陽台・水明台)



鶯台・萩原台・湯山台・鶯が丘・南野坂
(鶯台・萩原台西・萩原台東・湯山台・鶯が丘・南野坂)

